

令和5年度

宮崎地方最低賃金審議会  
第1回 特定最低賃金検討小委員会

宮崎労働局

開催日時 令和5年8月16日(水) 13:30  
開催場所 宮崎合同庁舎2階 共用大会議室

## 会 次 第

- 1 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する関係労使の意見について
- 2 特定最低賃金の改正の必要性の有無について
- 3 その他

- 1 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する関係労使の意見について

## 2 特定最低賃金の改正の必要性の有無について

## 3 その他

令和5年度  
宮崎地方最低賃金審議会  
第1回産業別最低賃金検討小委員会  
資料

宮崎労働局

令和5年度  
宮崎地方最低賃金審議会  
第1回産業別最低賃金検討小委員会資料目次

1	産業別最低賃金検討小委員会委員名簿	1
2	産業別最低賃金に係る審議の流れ図（予定）	3
3	金額改正の意向表明と改正決定の申出	5
4	改正申出に関する要件審査結果	7
5	産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）	9
6	年次別最賃額及び引上額・引上率等一覧表	11
7	令和5年度特定最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領	13
8	令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果	15

## 宮崎地方最低賃金審議会検討小委員会委員名簿

令和5年8月16日

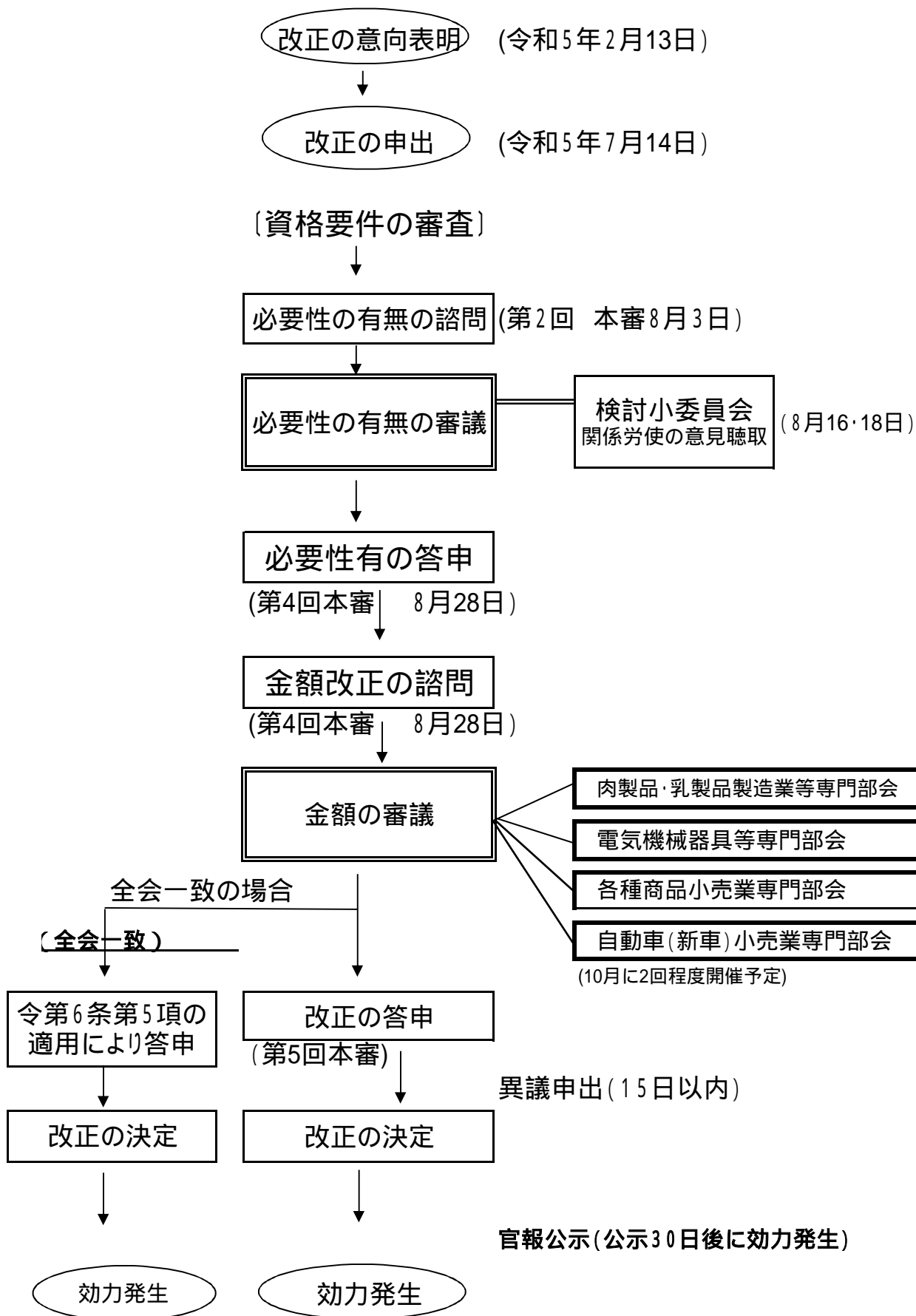
区分	氏 名	現 職
公益 代表 委員	こが しゅうへい 古賀 修平	宮崎産業経営大学法学部 准教授
	みしま りつこ 三島 里都子	マリンバックス法律事務所 弁護士
	もりべ よういちろう 森部 陽一郎	宮崎公立大学人文学部 教授
労働 者 代表 委員	いまむら あきひろ 今村 彰博	宮崎トヨタグループ労働組合 執行委員長
	かまだ まさひろ 鎌田 正洋	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 副事務局長
	なかがわ いくえ 中川 育江	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長
使用 者 代表 委員	かわの よういち 河野 洋一	宮崎県経営者協会 専務理事
	さこう しげひさ 酒匂 重久	宮崎県商工会連合会 専務理事
	のぐち かずひこ 野口 和彦	宮崎県中小企業団体中央会 専務理事

各側五十音順





令和5年度特定最低賃金に係る審議の流れ図(予定)



—

—

連合宮崎発第2023-234号  
2023年 7月14日

宮崎労働局長  
坂根 登 様

日本労働組合総連  
宮崎県連合会(連合  
会 長 中 川

## 2023年度特定(産業別)最低賃金改正について

労働行政推進のため、日夜ご奮闘の貴職に対し心から敬意を表します。

さて、下記の特定(産業別)最低賃金について、金額改正の申し出を行いますので、審議をよろしくお願いいたします。

### 記

1. 宮崎県自動車(新車)小売業最低賃金  
(1) 申出者 自動車総連宮崎地方協議会販売部門連絡会  
議長(委員長) [REDACTED]
2. 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金  
(1) 申出者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会  
宮崎地域懇談会代表 [REDACTED]
3. 宮崎県各種商品小売業最低賃金  
(1) 申出者 宮崎県小売産業別最賃労組連絡会  
代表幹事 [REDACTED]
4. 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金  
(1) 申出者 日本食品関連産業労働組合総連合会  
宮崎地区協議会議長 [REDACTED]



以 上

## 2023年度 賃金格差疎明資料について

資料の作成に当たっては、地域、産業分類、企業間の賃金比較ができる資料として賃金構造基本統計調査、毎月勤労統計地方調査を参考資料とし、申し出4業種に対応した産業中分類での統計がないため、産業大分類での下記資料を賃金格差疎明資料として提出します。

### (1) 産業・規模別賃金格差〔きまって支給する給与〕

	調査産業計	建設業	製造業	卸売業・小売業	サービス業
30人以上 (A)	242,026	282,589	258,216	169,450	164,404
5人以上 (B)	227,271	272,569	243,311	196,895	178,011
格差 (B/A)	93.9	96.5	94.2	116.2	108.3

資料出所：「みやざきの賃金・労働時間・雇用の動き：産業別に見た賃金の動き」宮崎県（令和5年4月分）

### (2) 九州各県・産業分類別賃金〔きまって支給する給与〕\*事業所規模30人以上

県名	調査産業計	建設業	製造業	卸売業・小売業	サービス業
福岡	272,944	368,138	270,762	241,094	210,661
佐賀	239,677	289,751	260,623	164,607	155,326
長崎	249,372	280,336	303,941	174,380	199,023
熊本	259,669	294,872	284,866	190,628	190,629
大分	255,452	300,986	268,973	167,033	190,826
宮崎	239,729	357,998	240,933	177,014	169,683
鹿児島	241,807	315,572	249,072	190,654	190,143
沖縄	233,416	320,260	210,785	180,916	186,370

資料出所：「宮崎県の賃金」（令和3年平均）宮崎労働局（令和5年4月発表）

### (3) 産業・規模別賃金格差〔きまって支給する給与〕

男性労働者

(千円)

	調査産業計	建設業	製造業	食料品製造業	卸売業・小売業	サービス業
企業規模計	298.4	314.1	290.2	226.6	265.0	251.3
(A=100%)	100	100	100	100	100	100
1000人以上(B)	343.8	326.1	335.6	-	309.2	319.0
(B/A)	115.2	103.8	115.6	-	116.7	126.9
100~999人(C)	300.9	301.7	286.1	230.1	281.9	224.5
(C/A)	100.8	96.1	98.6	101.5	106.4	89.3
10~99人(D)	274.9	315.0	254.7	217.1	241.1	234.9
(D/A)	92.1	100.3	87.8	95.8	91.0	93.4

女性労働者

(千円)

	調査産業計	建設業	製造業	食料品製造業	卸売業・小売業	サービス業
企業規模計	215.4	212.0	188.8	172.3	187.0	192.2
(A=100%)	100	100	100	100	100	100
1000人以上(B)	222.0	214.9	205.1	-	175.6	199.5
(B/A)	103.1	101.4	108.6	-	93.9	103.8
100~999人(C)	221.2	222.3	191.4	174.2	193.4	188.0
(C/A)	102.7	104.9	101.4	101.1	103.4	97.8
10~99人(D)	205.9	209.4	177.4	166.3	194.0	186.7
(D/A)	95.6	98.8	94.0	96.5	103.7	97.1

資料出所：「宮崎県の賃金」（令和3年6月分）宮崎労働局（令和5年4月発表）

# 令和5年度特定（産業別）最低賃金改正申出に関する要件審査結果

令和5年8月3日

名称	申出年月日	申出者	適用労働者数 〔A〕	合意のあった労働者数			比率	審査結果	申出内容 参考協約額
				労働協約・労使協定等	機関決定	合意署名			
宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金	令和5年7月14日	自動車総連宮崎地方協議会 販売部門連絡会 議長（委員長）	人 2,780 (167)	人 969 (66)	人	人 969 (66)	34.9%	適	金額改正 956円
宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	令和5年7月14日	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 宮崎地域懇談会 代表	人 8,010 (72)	人 363 (2)	人 3,191 (11)	人 3,554 (13)	44.4%	適	金額改正 954円
宮崎県各種商品小売業最低賃金	令和5年7月14日	宮崎県小売産業界別最賃労組連絡会 代表幹事	人 3,810 (76)	人 2,608 (1)	人	人 2,608 (1)	68.5%	適	金額改正 895円
宮崎県部分肉・冷凍肉・肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金	令和5年7月14日	日本食品関連産業界労働組合総連合会 宮崎地区協議会 議長	人 2,480 (49)	人 771 (2)	人 590 (2)	人 1,361 (4)	54.9%	適	金額改正 860円

（ ）内は事業所数または労組数



宮崎労基 0803 第 1 号  
令和 5 年 8 月 3 日

宮崎地方最低賃金審議会  
会長 橋口 剛和 殿

宮崎労働局長 坂根 登

宮崎県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 5 年 7 月 14 日付けをもって申出代表者 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 中川育江会長から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

#### 記

- 1 宮崎県自動車(新車)小売業最低賃金(平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 5 号)  
  
申出者 自動車総連宮崎地方協議会販売部門連絡会  
議長(委員長)
- 2 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 3 号）  
  
申出者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会  
宮崎地域懇談会 代表
- 3 宮崎県各種商品小売業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 4 号）  
  
申出者 宮崎県小売産業別最賃労組連絡会  
代表幹事
- 4 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 2 号）  
  
申出者 日本食品関連産業労働組合総連合会  
宮崎地区協議会 議長





年次別最低賃金額及び引上額・引上率一覧表

業種 年度	地域別			肉製品・乳製品製造業			電気機械器具製造業			各種商品小売業			自動車(新車)小売業		
	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率
	円	円	%	円	円	%	円	円	%	円	円	%	円	円	%
15	605	0	0.00	633	1	0.16	660	1	0.15	646	1	0.16	674	1	0.15
16	606	1	0.17	634	1	0.16	661	1	0.15	647	1	0.15	675	1	0.15
17	608	2	0.33	636	2	0.32	664	3	0.45	649	2	0.31	678	3	0.44
18	611	3	0.49	639	3	0.47	668	4	0.60	652	3	0.46	681	3	0.44
19	619	8	1.31	647	8	1.25	677	9	1.35	660	8	1.23	689	8	1.17
20	627	8	1.29	654	7	1.08	684	7	1.03	667	7	1.06	696	7	1.02
21	629	2	0.32	656	2	0.31	687	3	0.44	669	2	0.30	699	3	0.43
22	642	13	2.07	657	1	0.15	691	4	0.58	674	5	0.75	708	9	1.29
23	646	4	0.62	660	3	0.46	695	4	0.58	678	4	0.59	712	4	0.56
24	653	7	1.08	663	3	0.45	699	4	0.58	681	3	0.44	720	8	1.12
25	664	11	1.68	670	7	1.06	707	8	1.14	687	6	0.88	731	11	1.53
26	677	13	1.96	678	8	1.19	716	9	1.27	695	8	1.16	742	11	1.50
27	693	16	2.36	678	0	0	728	12	1.68	705	10	1.44	752	10	1.35
28	714	21	3.03	678	0	0	740	12	1.65	705	0	0	767	15	1.99
29	737	23	3.22	678	0	0	755	15	2.03	705	0	0	784	17	2.22
30	762	25	3.39	678	0	0	775	20	2.65	705	0	0	804	20	2.55
R01	790	28	3.67	678	0	0	800	25	3.23	705	0	0	828	24	2.99
R02	793	3	0.38	678	0	0	803	3	0.38	705	0	0	832	4	0.48
R03	821	28	3.53	678	0	0	831	28	3.49	705	0	0	858	26	3.13
R04	853	32	3.90	678	0	0	831	0	0.00	705	0	0	890	32	3.73
R05	897	44	5.16												

肉製品・乳製品製造業最低賃金は平成27年から改正なし、平成27年10月16日から地域別最低賃金を適用。  
 各種商品小売業最低賃金は平成27年から改正なし、平成28年10月1日から地域別最低賃金を適用。  
 電気機械器具製造業最低賃金は令和4年から改正なし、令和4年10月6日から地域別最低賃金を適用。



## 令和5年度 特定（産業別）最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領 【宮崎県特定最賃の改正決定必要性の有無】7/6 本審・運営小委員会確認

### 1 目的

特定（産業別）最低賃金の決定等の必要性に係る審議に資するため、特定最低賃金改正の申出を行った産業の関係労使それぞれの代表者から、その改正決定の必要性の有無に関する意見を直接聴取する。

### 2 実施日時、実施場所

日時：令和5年8月16日（水）13時30分～16時00分

場所：宮崎合同庁舎 2階 共用大会議室（予定）

### 3 実施主体

宮崎地方最低賃金審議会 産業別最低賃金審議会検討小委員会  
意見表明者へは、審議会会長名の開催通知を発送する。

### 4 推薦手続き

- (1) 5月の日程調整時に、関係労使団体あて依頼（依頼済）。
- (2) 別紙1「推薦名簿」は第1回本審までに、関係労使団体から提出する。

### 5 意見発表・聴取要領

- (1) 意見表明者は意見を別紙2「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書」（任意様式でも可）に記載し、地域別最低賃金答申後速やかに（第1回検討小委員会前日までに）事務局へ提出する。  
なお、やむを得ず当日持参する場合には、14部を用意すること。
- (2) 発表に当たっては、所属組合・企業だけではなく、できるかぎり所属する産業全体の意見も説明する。
- (3) 意見書には発表の希望の有無を記載する。  
発表順は原則として、日本産業分類番号順とする。  
肉乳 電機 各種商品 新車小売
- (4) 発表・聴取時間は1産業20分とし、内訳は意見発表労使各5分、質疑5分とする。  
発表を希望しない場合は、提出された意見書を黙読し、質問が出た場合に労使各側が回答できる場合は回答する。労働者側発表（質疑）、使用者側発表（質疑）

第 1 回検討小委員会  
関係労使の意見聴取

労働者側代表 意見陳述者控室 宮崎合同庁舎 2 階 ( 総合労働相談室 2 )  
使用者側代表 意見陳述者控室 宮崎合同庁舎 2 階 ( 情報公開室 )

開会 13 : 30

13 : 30 冒頭議事

陳述予定時間

13 : 35 肉乳 労側

13 : 40 質問

13 : 45 肉乳 使側 ( 使側委員が補足説明 )

13 : 50 電機 労側

13 : 55 質問

14 : 00 電機 使側 ( 使側委員が補足説明 )

14 : 05 各種商品 労側

14 : 10 質問

14 : 15 各種商品 使側 ( 使側委員が補足説明 )

14 : 20 新車小売 労側

14 : 25 質問

14 : 30 新車小売 使側

14 : 35 質問

令和 5 年度

最低賃金に関する基礎調査結果

特定（産業別）最低賃金

宮 崎 労 働 局

## 目 次

- 1 最低賃金に関する基礎調査の概要
- 2 参考資料（分布特性値等の説明）
- 3 令和5年度影響率(未満率)一覧
- 4 業種別・就業形態別賃金特性値の比較
- 5 業種別特性値表
- 6 業種別特性値表（年度別）
- 7 賃金分布（4業種）

## 最低賃金に関する基礎調査の概要 (特定(産業別)最低賃金適用産業分)

### 1 趣旨

宮崎県の特定(産業別)最低賃金の決定に係る調査審議の基礎資料を得るため、宮崎県内の民間企業労働者の賃金の実態を調査し、その結果を取りまとめたものである。

### 2 調査産業

日本標準産業分類に定める産業のうち、  
 部分肉・冷凍肉製造業、肉加工品製造業、処理牛乳・乳飲料製造業、乳製品製造業(処理牛乳・乳飲料製造業を除く)  
 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業  
 各種商品小売業  
 自動車(新車)小売業

### 3 調査事業所規模、調査事業所数及び復元労働者数

	適用事業所数	適用労働者数	調査事業所規模	調査事業所数	復元労働者数
肉、乳製品等製造業	49 事業所	2,480 人	100 人未満	27 事業所	633 人
電気機械器具等製造業	72 事業所	8,010 人	100 人未満	36 事業所	1,356 人
各種商品小売業	76 事業所	3,810 人	100 人未満	15 事業所	488 人
自動車(新車)小売業	167 事業所	2,780 人	30 人未満	122 事業所	1,723 人

### 4 調査対象事項

令和5年6月1日から6月30日までの1ヶ月間(賃金締め切り日の定めがある場合には、6月の最終給与締め切り日以前1ヶ月間)に支払われるべき賃金。

### 5 調査実施期日

令和5年5月9日から7月24日まで

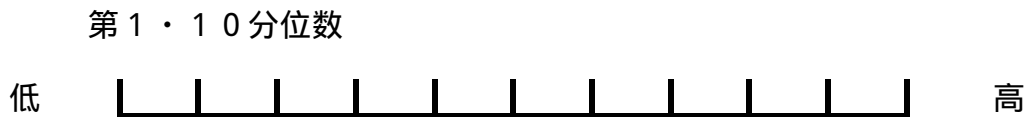
### 6 調査票の審査、集計及び母集団への復元は、宮崎労働局にて行った。

## 分布特性値

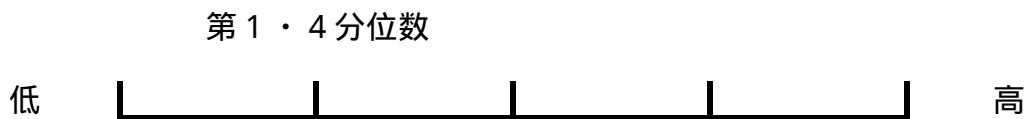
労働者を賃金の低い者から高い者へと、一列に並べてとった分位数及び分散係数のことである。

イ 分位数を図示すれば、次のとおりである。

(イ) 第1・10分位数・・・10等分し、低い方から最初の節の者の賃金。



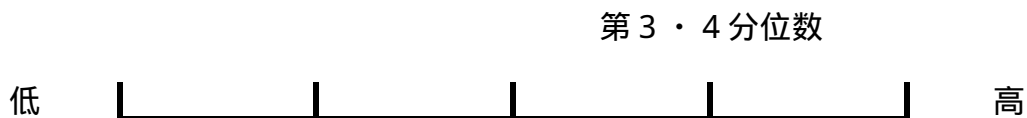
(ロ) 第1・4分位数・・・4等分し、低い方から最初の節の者の賃金。



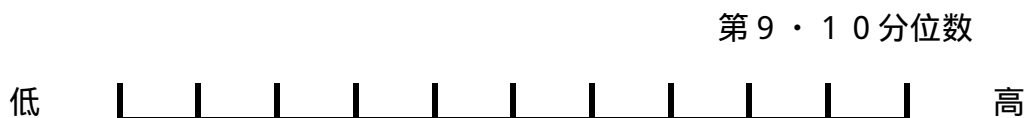
(ハ) 中位数・・・2等分し、真ん中の節の者の賃金。



(ニ) 第3・4分位数・・・4等分し、高い方から最初の節の者の賃金。



(ホ) 第9・10分位数・・・10等分し、高い方から最初の節の者の賃金。



ロ 分散係数とは、下記の式により計算された数値をいい、その値の小さいほど分布の広がり程度が小さいことを示す。

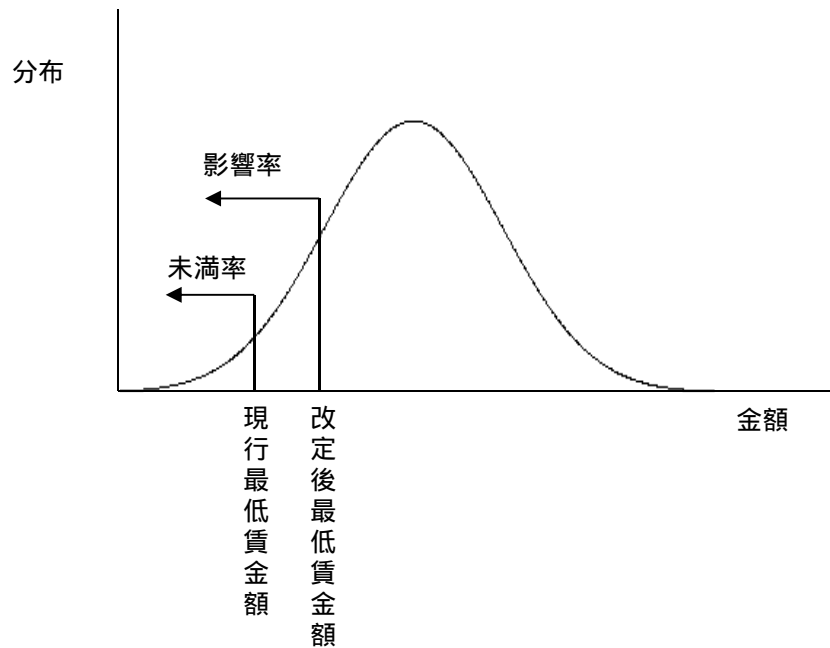
$$\begin{aligned} \text{(イ) 4分位分散係数} &= \frac{\text{第3・4分位数} - \text{第1・4分位数}}{2 \times \text{中位数}} \\ &\text{(偏差係数)} \end{aligned}$$

$$\text{(ロ) 10分位分散係数} = \frac{\text{第9・10分位数} - \text{第1・10分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

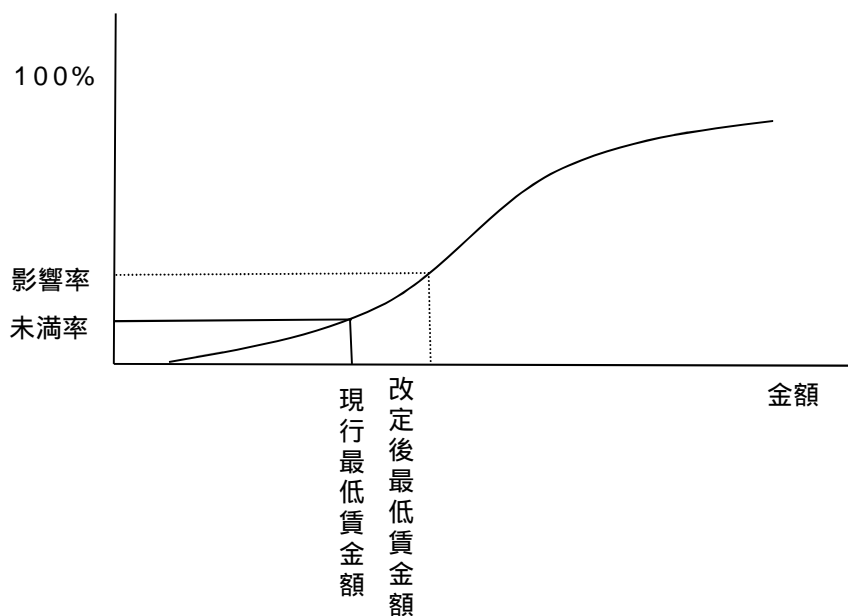


## 未満率・影響率

未満率とは、現在設定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合のことであり、影響率とは、最低賃金額を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回る労働者の割合のことである。



なお、これを累積度数分布図でみると、次のとおりである。



令和5年度 影響率(未満率)一覧「宮崎県最低賃金(地域別/産別)」

件名	地域最賃	肉・乳	電機	各種商品	自動車(新車)
4年度最賃額(円)	853円	853円	853円	853円	890円
引上げ額	上段:引上げ後額 下段:影響率	上段:引上げ後額 下段:影響率	上段:引上げ後額 下段:影響率	上段:引上げ後額 下段:影響率	上段:引上げ後額 下段:影響率
0円(未満率)	853円 1.69%	853円 3.71%	853円 1.73%	853円 0.00%	890円 1.46%
1円		854円 5.38%	854円 8.42%	854円 19.27%	891円 1.63%
2円		855円 5.38%	855円 8.52%	855円 19.27%	892円 1.63%
3円		856円 7.98%	856円 8.59%	856円 19.53%	893円 1.63%
4円		857円 7.98%	857円 8.59%	857円 19.53%	894円 1.63%
5円		858円 8.36%	858円 9.29%	858円 19.53%	895円 1.63%
6円		859円 8.36%	859円 9.29%	859円 19.53%	896円 1.73%
7円		860円 8.36%	860円 9.46%	860円 19.53%	897円 1.80%
8円		861円 9.84%	861円 9.76%	861円 19.80%	898円 1.87%
9円		862円 9.84%	862円 9.76%	862円 19.80%	899円 1.87%
10円		863円 9.84%	863円 9.76%	863円 19.80%	900円 1.87%
11円		864円 10.21%	864円 9.76%	864円 26.86%	901円 2.14%
12円		865円 10.21%	865円 9.76%	865円 26.86%	902円 2.14%
13円		866円 11.33%	866円 9.94%	866円 34.18%	903円 2.14%
14円		867円 11.33%	867円 9.94%	867円 34.18%	904円 2.14%
15円		868円 11.33%	868円 10.99%	868円 34.18%	905円 2.14%
16円		869円 11.33%	869円 10.99%	869円 34.18%	906円 2.14%
17円		870円 11.33%	870円 11.16%	870円 34.18%	907円 2.14%
18円		871円 12.44%	871円 11.16%	871円 35.52%	908円 2.14%
19円		872円 12.44%	872円 11.16%	872円 35.52%	909円 2.28%
20円		873円 12.44%	873円 11.34%	873円 35.52%	910円 2.28%
21円		874円 12.82%	874円 11.69%	874円 35.52%	911円 2.36%
22円		875円 12.82%	875円 12.04%	875円 35.52%	912円 2.36%
23円		876円 13.19%	876円 12.17%	876円 39.14%	913円 2.36%
24円		877円 13.19%	877円 12.34%	877円 39.14%	914円 2.36%
25円		878円 13.19%	878円 12.52%	878円 40.21%	915円 2.43%
26円		879円 13.19%	879円 12.69%	879円 41.02%	916円 2.43%
27円		880円 13.19%	880円 12.87%	880円 41.02%	917円 2.57%
28円		881円 13.37%	881円 12.87%	881円 41.02%	918円 2.57%
29円		882円 13.37%	882円 12.87%	882円 41.28%	919円 2.57%
30円		883円 13.37%	883円 13.04%	883円 43.50%	920円 2.57%
31円		884円 13.37%	884円 13.04%	884円 49.68%	921円 2.57%
32円		885円 13.56%	885円 13.04%	885円 50.21%	922円 2.57%
33円		886円 13.93%	886円 13.57%	886円 50.21%	923円 2.57%
34円		887円 13.93%	887円 13.57%	887円 50.21%	924円 2.57%
35円		888円 13.93%	888円 13.57%	888円 50.21%	925円 2.64%
36円		889円 13.93%	889円 13.57%	889円 50.21%	926円 2.64%
37円		890円 13.93%	890円 13.57%	890円 50.21%	927円 2.64%
38円		891円 13.93%	891円 13.92%	891円 50.21%	928円 2.64%
39円		892円 13.93%	892円 14.62%	892円 50.21%	929円 2.64%
40円		893円 14.12%	893円 14.62%	893円 50.21%	930円 2.86%
41円		894円 14.12%	894円 14.62%	894円 50.21%	931円 2.86%
42円		895円 14.12%	895円 14.79%	895円 50.21%	932円 2.86%
43円		896円 14.12%	896円 14.79%	896円 50.21%	933円 2.93%
44円	897円 20.00%	897円 14.12%	897円 14.97%	897円 50.21%	934円 2.93%
45円		898円 14.67%	898円 15.14%	898円 50.21%	935円 2.93%
46円		899円 14.67%	899円 15.14%	899円 50.21%	936円 2.93%
47円		900円 14.67%	900円 15.14%	900円 50.21%	937円 3.03%
48円		901円 18.76%	901円 16.97%	901円 54.44%	938円 3.20%
49円		902円 18.76%	902円 16.97%	902円 54.44%	939円 3.20%
50円		903円 18.76%	903円 16.97%	903円 54.44%	940円 3.20%

## 業種別・就業形態別賃金特性値の比較

### 全て（一般＋パート）

	地域別最賃 適用産業計	肉・乳製品 製造業	電気機械器 具等製造業	各種商品小 売業	自動車(新 車)小売業
月平均賃金額(円)	179,270	196,893	220,337	109,793	244,397
時間当平均賃金額(円)	1,224	1,196	1,316	972	1,476
月一人当たり労働時間数	142 時間	163 時間	167 時間	110 時間	166 時間
第1・20分位数(円)	853	853	853	853	971
第1・10分位数(円)	860	863	867	853	1,052
第1・4分位数(円)	905	948	938	863	1,170
中位数 (円)	1,062	1,084	1,183	884	1,386
復元労働者数(人)	137,573 人	633 人	1,356 人	488 人	1,723 人
最賃額(円)	853	853	853	853	890

### 一般

	地域別最賃 適用産業計	肉・乳製品 製造業	電気機械器 具等製造業	各種商品小 売業	自動車(新 車)小売業
月平均賃金額(円)	220,076	215,775	228,030	176,940	245,689
時間当平均賃金額(円)	1,310	1,252	1,345	1,101	1,479
月一人当たり労働時間数	167 時間	173 時間	170 時間	161 時間	167 時間
第1・20分位数(円)	857	853	853	865	975
第1・10分位数(円)	887	900	882	875	1,058
第1・4分位数(円)	987	1,014	970	905	1,172
中位数 (円)	1,167	1,164	1,210	1,000	1,396
復元労働者数(人)	96,341 人	523 人	1,267 人	150 人	1,706 人

### パート

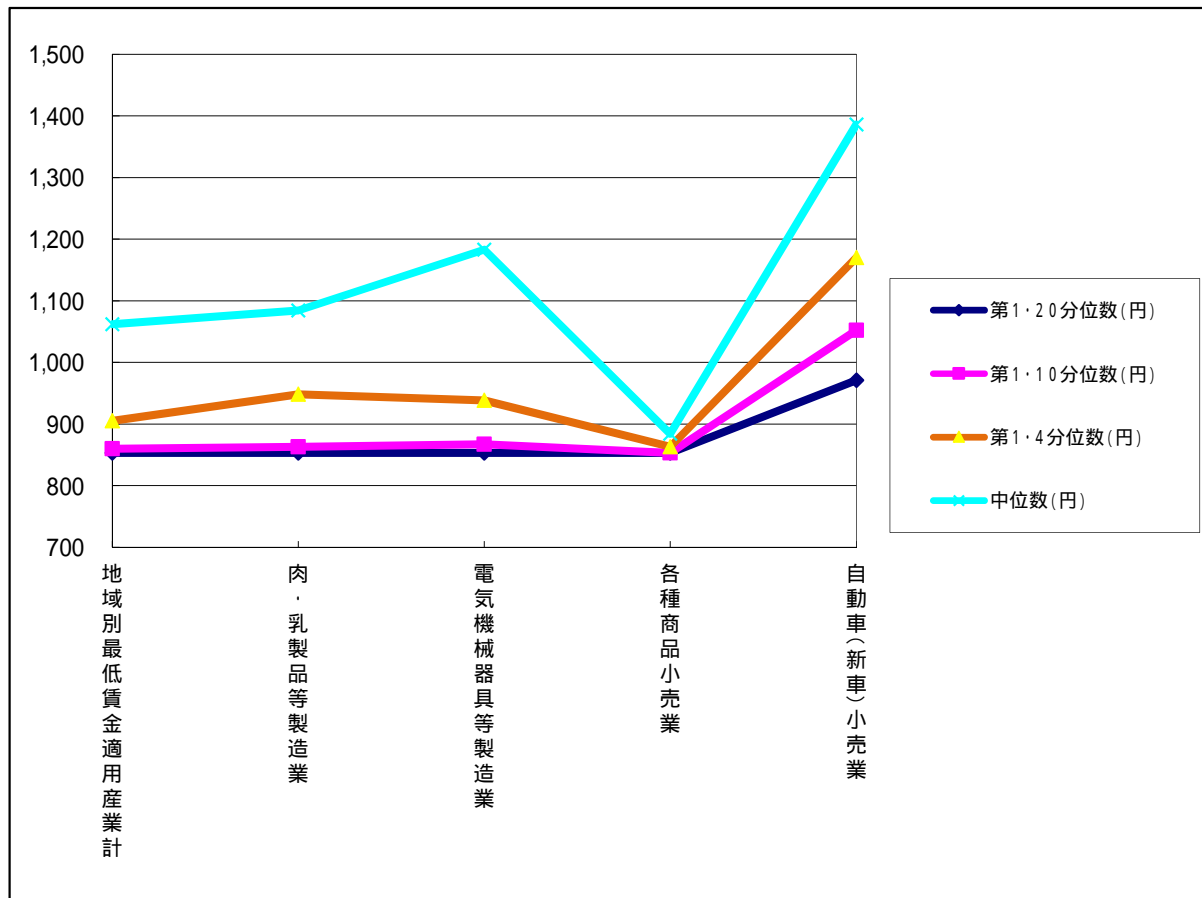
	地域別最賃 適用産業計	肉・乳製品 製造業	電気機械器 具等製造業	各種商品小 売業	自動車(新 車)小売業
月平均賃金額(円)	83,962	107,055	111,301	79,883	113,161
時間当平均賃金額(円)	1,023	930	902	915	1,252
月一人当たり労働時間数	84 時間	115 時間	124 時間	87 時間	97 時間
第1・20分位数(円)	853	855	853	853	890
第1・10分位数(円)	853	855	853	853	890
第1・4分位数(円)	865	860	853	853	896
中位数 (円)	900	900	865	875	1,000
復元労働者数(人)	41,232 人	110 人	89 人	337 人	17 人

「パート」とは、1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が、当該事業所における一般的な所定労働時間又は所定労働日数より少ない労働者をいう。

# 業 種 別 特 性 値 表

令和5年度  
全労働者

	地域別最低賃金適用産業計	肉・乳製品等製造業	電気機械器具等製造業	各種商品小売業	自動車（新車）小売業
最低賃金額（時間額）	853	853	853	853	890
第1・20分位数（円）	853	853	853	853	971
第1・10分位数（円）	860	863	867	853	1,052
第1・4分位数（円）	905	948	938	863	1,170
中位数（円）	1,062	1,084	1,183	884	1,386
時間当平均賃金額（円）	1,224	1,196	1,316	972	1,476
月平均賃金額（円）	179,270	196,893	220,337	109,793	244,397



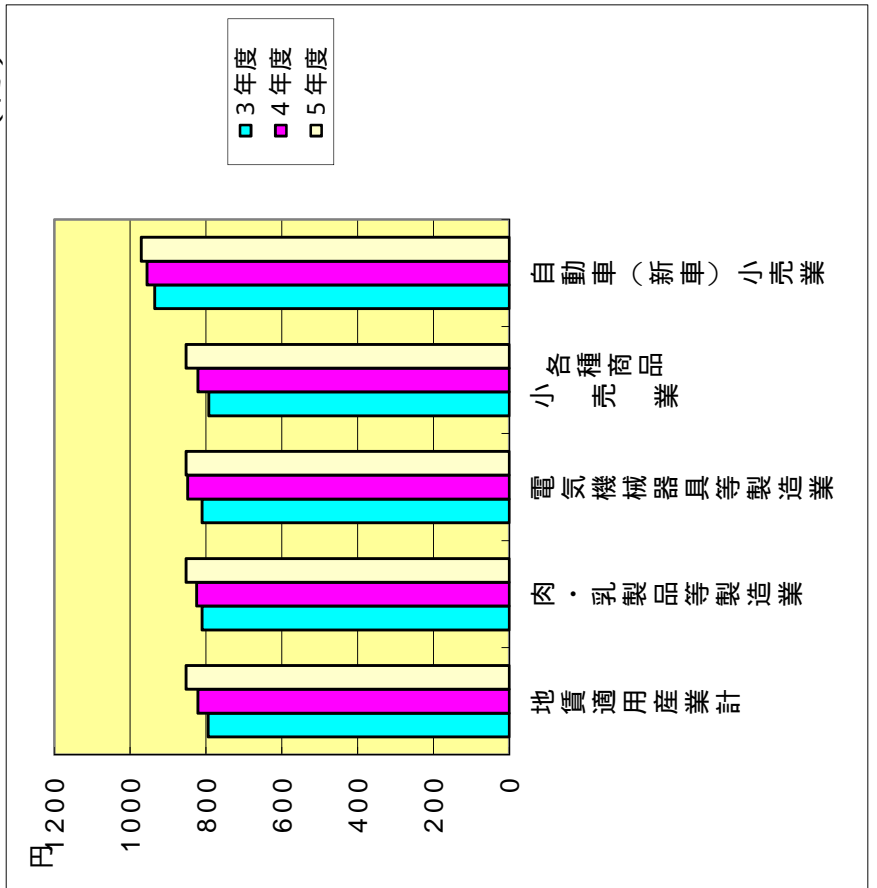
# 業種別特性値表

[ 事業所規模：肉・乳製品等製造業、電気機械器具等製造業 1～99人  
各種商品小売業 1～99人、自動車小売業 1～29人 ]

第1・20分位数

	地貨適用産業計	肉・乳製品等製造業	電気機械器具等製造業	各種商品小売業	自動車(新車)小売業
3年度	794	810	810	793	935
4年度	821	825	848	821	956
5年度	853	853	853	853	971

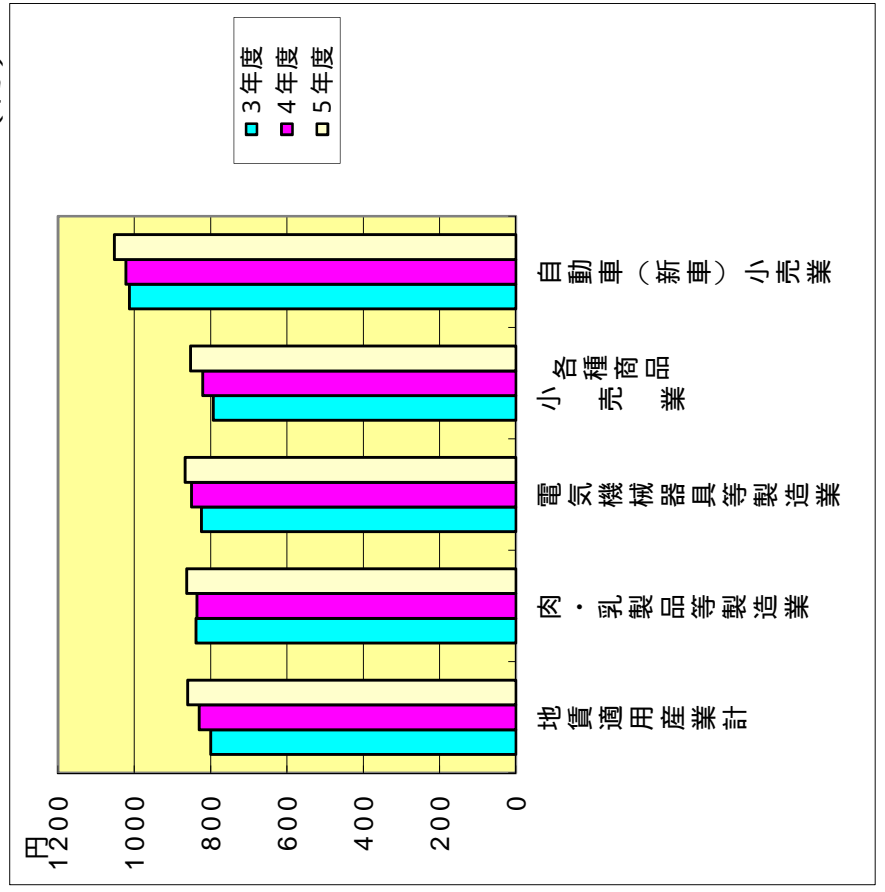
(円)



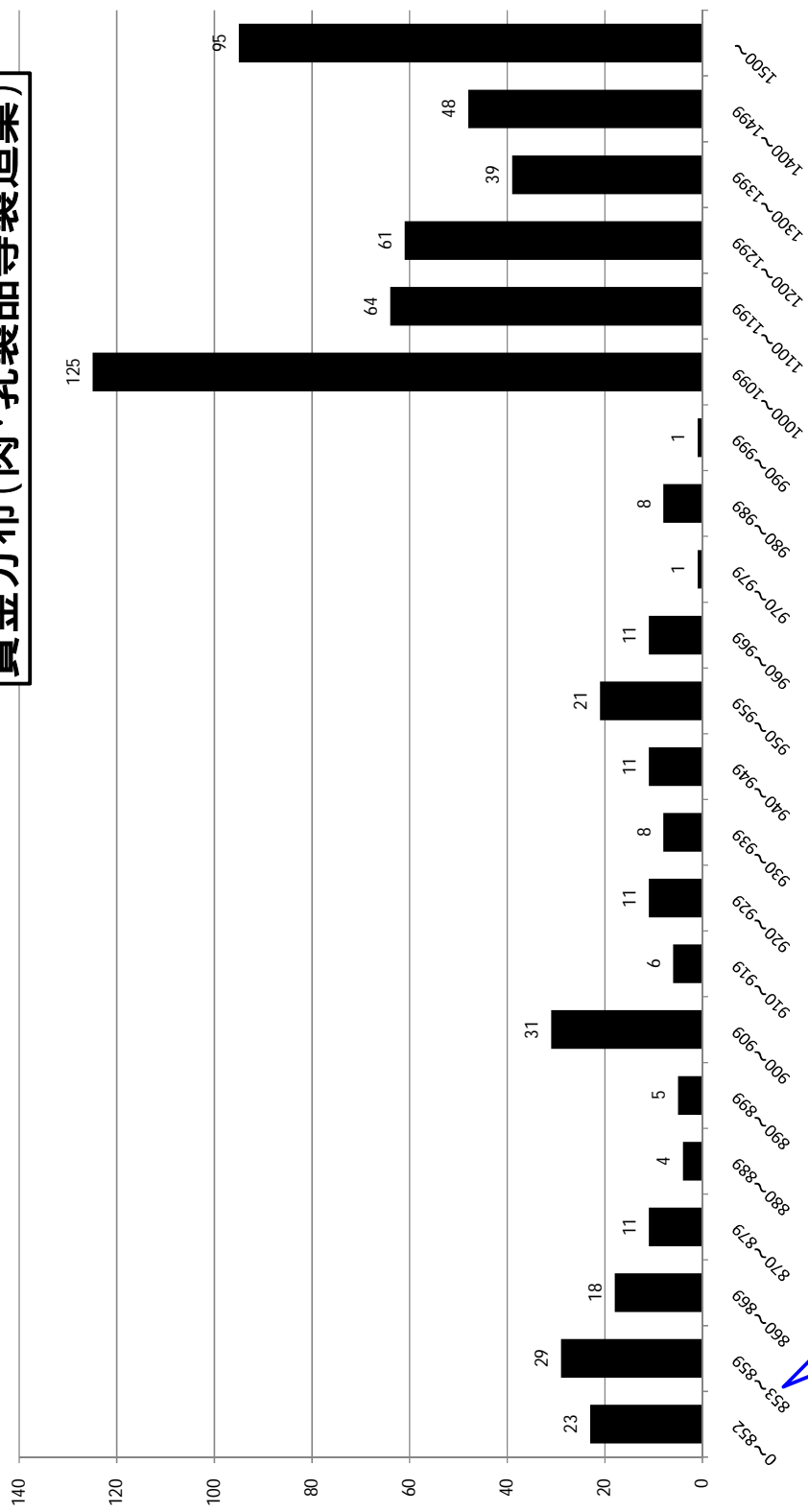
第1・10分位数

	地貨適用産業計	肉・乳製品等製造業	電気機械器具等製造業	各種商品小売業	自動車(新車)小売業
3年度	800	838	824	793	1013
4年度	830	836	850	821	1022
5年度	860	863	867	853	1052

(円)



**賃金分布(肉・乳製品等製造業)**

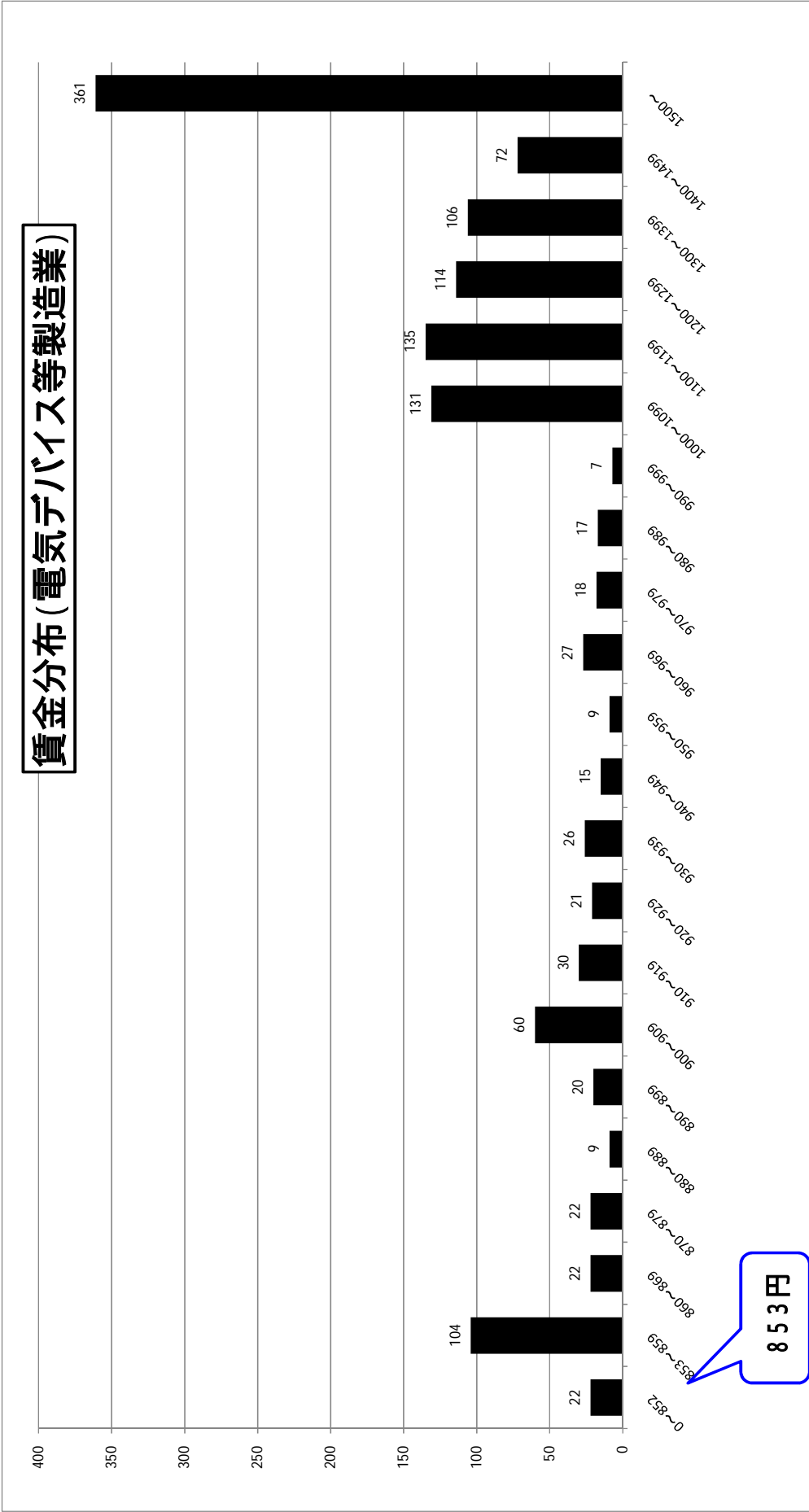


853円

復元労働者 633人

R05

**賃金分布(電気デバイス等製造業)**

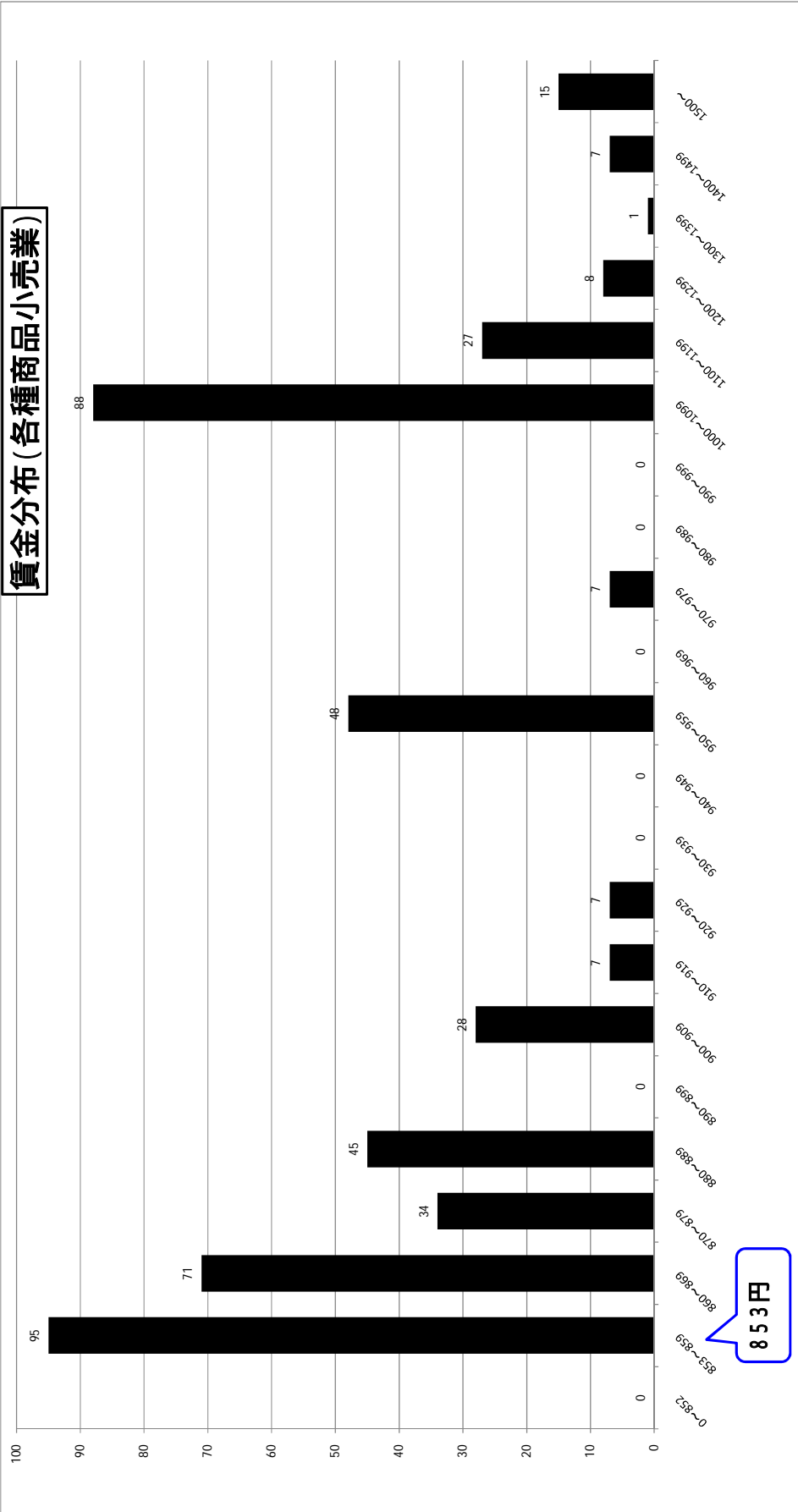


853円

復元労働者 1,356人

R05

賃金分布(各種商品小売業)



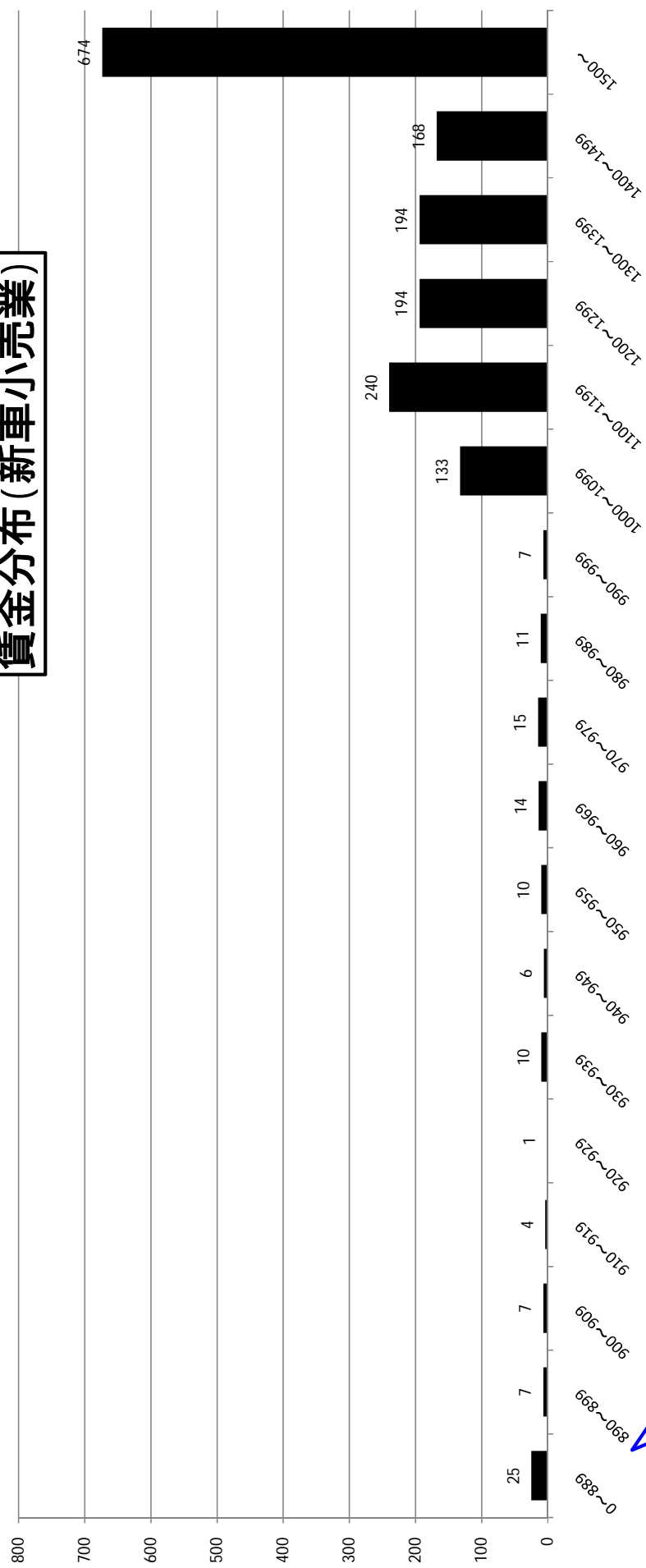
853円

復元労働者 488人

R05



# 賃金分布(新車小売業)



890円

R05

復元労働者

1,723 人